

石川県肝疾患初回精密検査・定期検査費助成事業実施要領

1 目的

この事業は、B型、C型肝炎ウイルス検査における陽性者に対して、石川県肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）での定期的なフォローアップにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図り、もって、肝疾患の早期治療に繋げることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、石川県（以下「県」という。）とする。

3 事業内容

初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

(1) 実施方法

① 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

② 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ただし、(2)の②に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、(5)②オの課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

(2) 対象者

① 初回精密検査

県内に住所を有し、下記ア～オのいずれかに該当する者

ア 県若しくは金沢市が行う肝炎ウイルス検査又は健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性になった者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 過去1年以内に県若しくは金沢市が行う肝炎ウイルス検査、若しくは市町が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- c 拠点病院が実施する「石川県肝炎診療連携」に同意した者

イ 職域で実施する実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 過去1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- c 拠点病院が実施する「石川県肝炎診療連携」に同意した者

ウ 母子保健法に基づき市町が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- b 原則1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

- c 拠点病院が実施する「石川県肝炎診療連携」に同意した者

エ 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前に行われた肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

- a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の

確保に関する法律の規定による被保険者

- b 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
なお、手術後の状況に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

- c 拠点病院が実施する「石川県肝炎診療連携」に同意した者

② 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 下記のいずれかの世帯に属する者

・住民税非課税世帯に属する者

・市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

エ 拠点病院が実施する「石川県肝炎診療連携」に同意した者

オ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

(3) 助成対象費用

拠点病院、石川県肝疾患専門医療機関又は日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関で受検した以下の費用

① 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

② 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

（４）助成回数

① 初回精密検査

1回

② 定期検査

1年度2回（①の検査を含む）

（５）検査費用の請求について

① 初回精密検査

対象者は、別紙様式1の1による請求書に、次に定める書類を添えて知事に請求するものとする。

ア 県若しくは金沢市が行う肝炎ウイルス検査又は市町が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

- ・検査を受けた医療機関が発行した領収書
- ・検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- ・肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- ・石川県肝炎診療連携参加同意書の写し

イ 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

- ・検査を受けた医療機関が発行した領収書
- 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- ・肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
- ・石川県肝炎診療連携参加同意書の写し
- ・職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下「職域検査受検証明書」という。）（別紙様式3の1（参考例））（対象者が保有している場合に限る。）

県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書がなく、対象者が当該検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式3の2により検診機関に照会を行い、及び検診機関から回答を受けることができる。ただし、職域検査である旨の記載がある書類の提出

があれば、職域検査受検証明書の提出は不要とする。

- ウ 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合
 - ・ 検査を受けた医療機関が発行した領収書
 - ・ 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
 - ・ 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し
 - ・ 石川県肝炎診療連携参加同意書の写し
- エ 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合
 - ・ 検査を受けた医療機関が発行した領収書
 - ・ 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
 - ・ 肝炎ウイルス検査の結果通知書
 - ・ 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
 - ・ 石川県肝炎診療連携参加同意書の写し

② 定期検査

対象者は、別紙様式1の2による請求書に、次に定める書類を添えて知事に請求するものとする。

- ア 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（別紙様式2）
- イ 検査を受けた医療機関が発行した領収書
- ウ 検査を受けた医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）
- エ 世帯全員の住民票の写し
- オ 世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税（地方税の規定による特別区民税を含む）の課税年額を証する書類
 - ・ 別表による自己負担限度額階層区分の乙にあたる場合、世帯全員の住民税非課税証明書を提出するものとする。
 - ・ 別表による自己負担限度額階層区分の甲にあたる場合、世帯全員の市町村民税（地方税の規定による特別区民税を含む）課税証明書等を提出するものとする。
- カ 石川県肝炎診療連携参加同意書の写し

③ 定期検査費用の助成における提出書類の省略について

対象者は申請の際、次の書類については、以下のいずれかに該当する場合に添付を省略することができる。

- ア 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（別紙様式2）
 - ・ 以前に本事業による定期検査費用の支払いを受けた場合
 - ・ 1年以内に石川県肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を

提出した場合

(上記の際に、知事に提出した書類の診断名から慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。)

- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合

イ 世帯全員の住民票の写し

- ・同一年度内に、1回目の定期検査費用の助成を受けた場合
- ・同一年度内に、石川県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(上記の際に、知事に提出した書類の内容と同様である場合とする。)

ウ 世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税(地方税の規定による特別区民税を含む)の課税年額を証する書類

- ・同一年度内に、1回目の定期検査費用の助成を受けた場合
- ・同一年度内に、石川県肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

(上記の際に、知事に提出した書類の内容と同様である場合とする。)

- ・別紙様式1の3に申請者及び申請者と同一の世帯に属する者についてマイナンバーを記載し、直近年度の地方税関係情報について取得することに同意し自ら署名を行った場合

エ 石川県肝炎診療連携参加同意書の写し

- ・以前に本事業による初回精密検査費用の支払いを受けた場合
- ・以前に本事業による定期検査費用の支払いを受けた場合

(6) 請求の期限

① 初回精密検査

原則肝炎ウイルス検査結果通知日から1年以内。ただし、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合及び手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、手術後の状況に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

② 定期検査

定期検査を受けた日から1年以内。

(7) 検査費用の支払い

知事は、別紙様式1の1又は1の2による請求を受けた時は、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

4 個人情報の保護

この要領による業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについて十分留意するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成29年7月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和3年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は令和6年12月2日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

- ※ 申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にならないもの(配偶者以外の者に限る。)については、別紙様式1による市町村民税額合算対象除外希望申請に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めるものとする。
- ※ 平成24年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。
- ※ 平成30年度以降に実施された定期検査分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定を行うものとする。